【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【会社名】	株式会社ソフト９９コーポレーション
【英訳名】	SOFT99corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　小西　紀行
【本店の所在の場所】	大阪市中央区谷町２丁目６番５号
【電話番号】	06（6942）8761（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　上尾　茂
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区谷町２丁目６番５号
【電話番号】	06（6942）8761
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　上尾　茂
【縦覧に供する場所】	株式会社ソフト９９コーポレーション東京支店 （東京都江東区東雲２丁目11番12号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、2026年11月26日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 本臨時株主総会が開催された年月日

2026年11月26日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものです。

① 併合の割合

当社株式215,951株につき１株の割合で併合いたします。

② 本株式併合の効力発生日

2026年12月21日

③ 効力発生日における発行可能株式総数

400株

第２号議案　定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は100株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在１単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第８条（単元株式数）、第９条（単元未満株式についての権利の制限）及び第10条（単元未満株式の買増し請求）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合、会社法第182条第２項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は400株となるところ、かかる点をより明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主はECMマスター ファンド SPV 3、サンテラ（ケイマン）リミテッド、サントレード株式会社、田中秀明氏、MIKIKO SUZUKI氏、株式会社エイチエーエス、田中恵子氏、田中佐世子氏、公益財団法人ナインティナイン・アジア留学生奨学基金、及び津田希代子氏（以下「残存株主ら」といいます。）のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

加えて、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は最終的に残存株主らのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第16条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年12月21日に効力が発生するものとします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 株式併合の件	211,925	183	0	（注）	可決（99.91%）
第２号議案 定款一部変更の件	211,927	181	0	（注）	可決（99.91%）

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主（委任状提出によるものを含む）から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上